

厚生労働統計の整備に関する検討会	資料
令和4(2022)年11月18日	

賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループの設置（予定）について

1 概要

賃金構造基本統計調査については、令和2年調査より、オンライン調査の導入等の調査方法、調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化及び回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更といった多岐にわたる修正を行ったが、引き続き検討すべき課題も残されている。

検討課題については、長年変更されていない項目が多くあったことから、令和3年度より賃金福祉統計室内で勉強会を実施し、専門家からの意見を取り入れながら、各項目における論点や議論の方向性について検討を行ったところである。今後、勉強会での検討結果について、専門家の知見等を得てさらに検討を進めるため、「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に「賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループ」を設置する。

2 検討内容

○標本誤差率の算出方法の見直し

達成精度の算出については、簡便な手法である副標本方式により算出してきたが、理論式に基づく分散推定方式への見直しの検討を行う。

○外国人労働者に係る国籍等の把握

外国人労働者の就労状況及び賃金の実態を的確に把握するため、令和元年より在留資格番号を把握しているが、国籍等の把握及び在留資格に関連した集計事項の充実についての検討を行う。

○集計要件の見直し

現在の集計要件は、以下のようにになっているが、週休二日制を採用している企業が多いことや有給休暇を数日取得した場合には集計要件から除外される可能性もあるため、見直しの検討を行う。

- 一般労働者 月に①18日以上、
かつ②1日あたり5時間以上、
かつ③賃金が5万円以上
- 短時間労働者 月に①1日以上、
かつ②1日あたり1時間以上9時間未満、
かつ③1時間あたり賃金が400円以上

3 スケジュール

令和4年度中に第1回WGを開催し、その後、おおむね2～3ヶ月に1回程度の頻度で開催し、令和5年度中に検討内容についての結論を得る。

(案)

賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループについて

令和4年 月 日

厚生労働統計の整備に関する検討会座長決定

賃金構造基本統計調査の改善に関する検討を効率的に行うため、厚生労働統計の整備に関する検討会（以下「検討会」という。）の下に賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループを置く。

1. 本ワーキンググループの構成員は以下のとおりとする。

【検討中】

なお、主査は、必要があると認めるときは、検討会の構成員等に意見を聴くことができる。

2. 本ワーキンググループは令和6年3月までに検討を行い、検討結果を検討会に報告する。
3. 本ワーキンググループは、原則として公開する。ただし、主査は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
4. 本ワーキンググループの資料は、原則として公表する。ただし、主査は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
5. 本ワーキンググループは、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
6. 本ワーキンググループの庶務は、政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）付参事官（企画調整担当）付統計企画調整室において行う。